

聖籠町告示第十九号

聖籠町保護司会補助金交付要綱を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町保護司会補助金交付要綱

聖籠町保護司連絡協議会補助金交付要綱（平成九年聖籠町告示第二十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この告示は、聖籠町保護司会の事業に要する経費に対し、補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成二十三年聖籠町規則第三十三号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第二条 補助金の交付の対象となる事業は、聖籠町保護司会が実施する事業で、更生保護活動その他保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第一条に定める使命を果たすために必要な事業又は保護司会の任務の遂行に必要な事業とする。

（補助金の対象経費及び交付基準）

第三条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる事業の実施に要する経費とする。

2 補助金として交付する額は、補助対象経費の百分の五十を限度とする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第四条 補助金の交付を受けようとする聖籠町保護司会の会長は、別に定める期日までに、町長に対し補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、受理

した日から十日以内に通知するものとする。

（交付年限）

第五条 補助金の交付年限は、平成二十六年年度までとする。

（その他）

第六条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。